

横田高校地域協働コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、「横田高校地域協働コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(目的)

第2条 横田高校の学校運営の基本方針(グランドデザイン)にもとづく教育活動を実現するため、自治体・事業者・教育機関等の地域の多様な関係者と保護者(生徒)・教職員・卒業生等の横田高校関係者とが協働体制を構築し、主体的・創造的な対話を行うことにより、持続可能な地域をつくるとともに、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現を目指す。

(事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の各号にあげる事業を行う。

- (1) 生徒、教職員、保護者、地域にとって魅力ある学校づくりに関すること
- (2) 地域に開かれた教育課程の実施や研究・開発に関すること
- (3) 横田高校を通じた奥出雲町の魅力発信に関すること
- (4) まちの創生及び横田高校の魅力化に貢献できる生徒の育成に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

(組織)

第4条 コンソーシアムは、別表1に掲げる横田高校と協働活動に関わる諸団体等により組織する。

- 2 コンソーシアムには、協働活動の方針を協議する役員会と、具体的な協働活動を行うワーキンググループを置く。
- 3 コンソーシアムには、内外の連絡・調整を行う事務局を置く。

(役員会)

第5条 役員会の役員は、別表1に掲げる各団体からの推薦により、校長が委嘱する。

- 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員会には、役員の互選により次の役職を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名(うち1名は、横田高等学校長とする。)

(役員会各役職の職務)

第6条 前条の役職の職務については、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、コンソーシアムおよび役員会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は会長が校長と協議の上招集する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- 2 役員会は原則年3回開催するものとする。
- 3 役員会の議長は会長をもって充てる。
- 4 役員会は、役員半数以上の出席により開催することができる。
- 5 役員は自己の利害に係る議事に参与することができない。
- 6 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数の時は会長が決するところによる。

(役員会の承認)

第8条 会長は、以下の事項について、役員会の承認を得るものとする。

- (1) 第3条にあげた事業の計画に関する事項
- (2) 別表1に掲げる団体および個人以外に対して、必要な協力等を求める事項

(ワーキンググループの組織と事業)

第9条 ワーキンググループは、役員会の意思決定に基づき、第3条に掲げる事業について企画・運営を行う。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、会長が校長と協議の上、指名・委嘱し、組織する。
- 3 ワーキンググループには、グループリーダーを置く。
- 4 ワーキンググループの事業は、役員会において審議・承認する。

(事務局)

第10条 横田高等学校に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

- 2 事務局員は、会長が校長と協議の上、指名・委嘱する。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、役員会の議事を経て変更できるものとする。

- 2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議事を経て、会長が校長と協議の上、定める。

(事業年度)

第12条 コンソーシアムの事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経 費)

第13条 コンソーシアムに要する経費は、交付金、助成金、寄付金をもって充てる。

(附 則)

この規約は、令和5年7月12日から施行する。

改正 令和5年12月12日(第2条)

◆別表1 (第4条、第5条、第8条 関係)

団 体 等	
1	奥出雲町
2	奥出雲町教育委員会
3	奥出雲町議会
4	仁多郡小中学校長会
5	奥出雲町公民館長会
6	奥出雲町商工会
7	稲陵会(横田高等学校卒業生会)
8	横田高等学校PTA
9	横田高等学校